

広島県告示第二百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三次市三良坂町三良坂地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南川（二三〇）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	日南川（二三〇隣a）	土石流
日南川（二三〇隣b）	土石流	次の図のとおり	<p>区域の表示及び法                      定する土砂災害に                      対する土砂災害防                      止対策の推進に                      関する平成十四                      年（平成十四                      年）政令第八十                      号で定める事項</p>	日南川（二三〇隣b）	土石流
日南川（三一一）	土石流	次の図のとおり		日南川（三一一）	土石流
日南川（三一一隣）	土石流	次の図のとおり		日南川（三一一隣）	土石流
岡川（二二三a）	土石流	次の図のとおり		岡川（二二三a）	土石流
岡川（二二三b）	土石流	次の図のとおり		岡川（二二三b）	土石流
田中川（四五〇）	土石流	次の図のとおり		田中川（四五〇）	土石流
田中川（四五〇隣a）	土石流	次の図のとおり		田中川（四五〇隣a）	土石流
田中川（四五〇隣b）	土石流	次の図のとおり		田中川（四五〇隣b）	土石流

田中川（四 五〇隣 e）	土石流	次の図のとおり	田中川（四 五〇隣 e）	土石流	次の図のとおり
田中川（四 五〇隣 d）	土石流	次の図のとおり	田中川（四 五〇隣 d）	土石流	次の図のとおり
田中川（四 五〇隣 c）	土石流	次の図のとおり	田中川（四 五〇隣 c）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。